

【新旧対照表】 令和8年度 定期利用保育所指導検査基準の主な改正内容

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
5 保育内容	<p>(2) 保育従事者の保育姿勢等 b 児童の人権に対する十分な配慮 【調査事項】 乳幼児に身体的、<u>心理的</u>苦痛を与えることや、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。</p>	<p>(2) 保育従事者の保育姿勢等 b 児童の人権に対する十分な配慮 【調査事項】 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。</p>	検査基準見直しのため
5 保育内容	<p>(2) 保育従事者の保育姿勢等 c 児童相談所の専門的機関との連携 【調査事項】 入所乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、<u>都道府県等</u>や児童相談所等の専門機関に対し適切な連絡に努めること。</p>	<p>(2) 保育従事者の保育姿勢等 c 児童相談所の専門的機関との連携 【調査事項】 入所乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門機関に対し適切な連絡に努めること。</p>	検査基準見直しのため